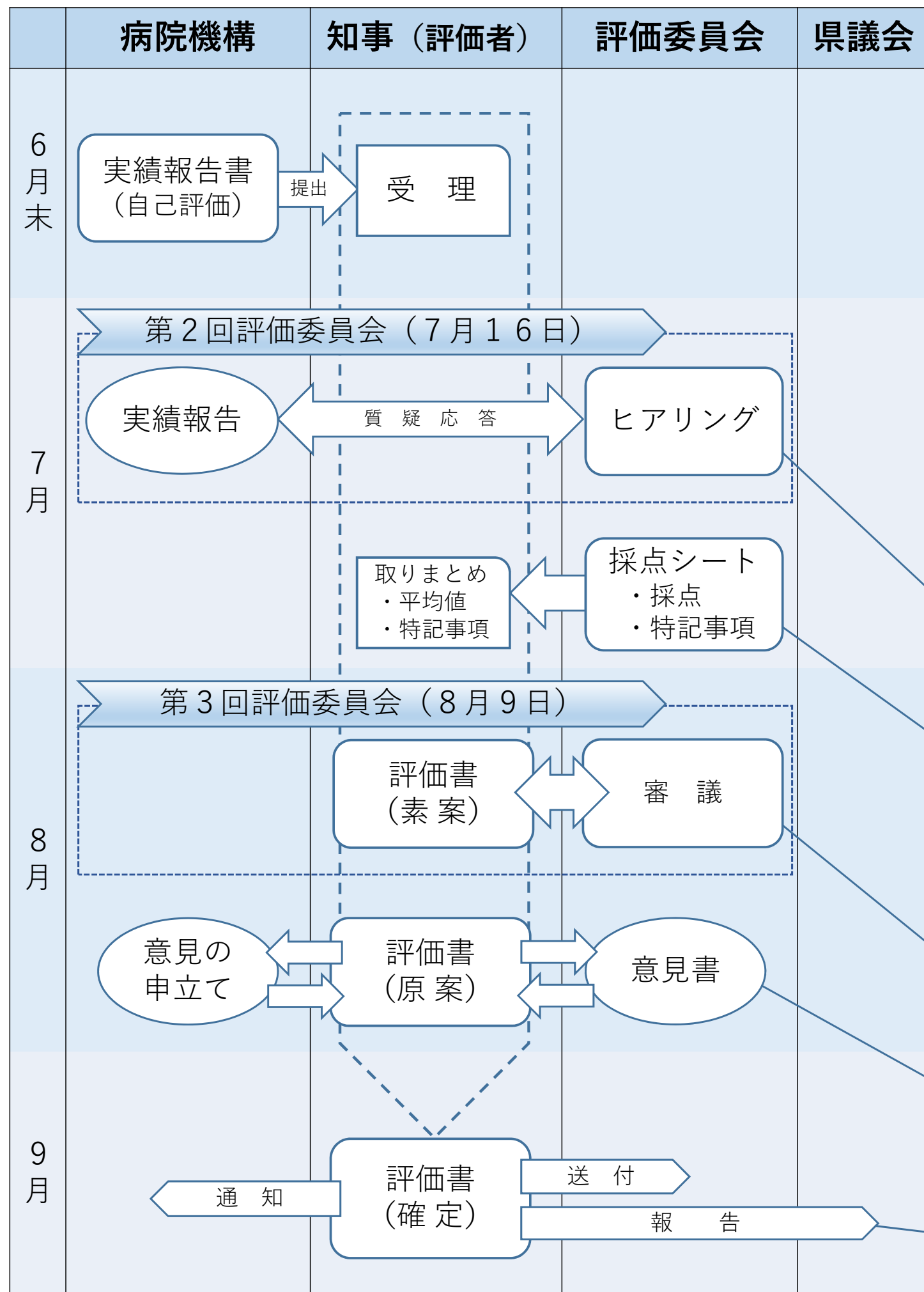


評価方法について

別添資料 1



目 的

- 病院機構の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化

評価主体

- 知事（地方独立行政法人法第28条 他）
 - ・ 中期目標を指示する「知事」が評価も行う
 - ・ 知事は、評価にあたり予め評価委員会の意見を聴く
 - ・ 病院機構は、自己評価を明らかにした報告書を提出

種 類

- 年度評価
 - ・ 項目別評価・・・中期計画40項目の5段階評価及び特記事項（各委員の個別意見等）
 - ・ 全体評価・・・項目別評価の特記事項の抜粋等
- 中期目標期間（見込）評価
 - ・ 項目別評価・・・中期目標18項目の5段階評価及び特記事項（各委員の個別意見等）
 - ・ 全体評価・・・項目別評価の特記事項の抜粋等

- 業務の実施状況や自己評価の理由等について、客観的・専門的観点からヒアリング

- 年度評価
 - ・ 知事は各評価委員による採点の「平均値」及び「特記事項」を参考に「評価書（素案）」を作成
- 中期目標期間（見込）評価
 - ・ 知事は各評価委員による「特記事項」及び各年度の評価結果を参考に「評価書（素案）」を作成

- 知事の「素案」が、客観的・専門的観点から適正に評価できているかを審議

- 知事は、審議を踏まえて修正し、「評価書（原案）」を作成
- 評価委員会は、「原案」に対し、適正な評価である旨の意見書を提出
- 病院機構にも意見の申立て機会を設ける

- 評価書の確定、病院機構への通知、議会への報告等